

令和3年度長野市交通安全運動推進計画

長野市

第1 基本方針

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、市民の交通安全意識を高めるとともに、地域の実情に即した交通安全対策を推進し、交通安全宣言都市にふさわしい安全で快適な生活の実現を目指す。

第2 スローガン 「信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道」

第3 重点事項と運動の展開

1 高齢者の交通事故防止

交通事故が減少傾向にある中で、本市の交通事故死者の約6割を高齢者が占めているほか、高齢者が第1当事者¹となる交通死亡事故は4割となっており、老年人口の増加に伴い、今後もさらに増加することが予想されることから、高齢者の交通事故防止に対する総合的な対策として、次の事項を推進する。

- 高齢者等の地域会合等の機会に交通安全教育講師を派遣した交通安全教室の開催
- 各教育活動を通じて運転時の一時停止交差点等における「止まる・確認する」、歩行・横断時における「止まる・見る・待つ・目立つ」の周知徹底
- 運転に不安を感じる高齢運転者やその家族に対し、運転免許証自主返納制度や安全運転サポート車購入補助制度の周知
- 長野市老人クラブ連合会と連携した参加・体験・実践型交通安全教育の実施

2 通学路・生活道路等の安全確保と歩行者保護の徹底

通学路・生活道路における交通事故防止と高齢者、障害者、子ども等の交通弱者を中心とした全ての歩行者保護を徹底するため、次の事項を推進する。

- 新入学児童に正しい交通マナーを醸成するため、スクールキャップ、交通安全教育読本、交通安全啓発標語入り鉛筆の配布
- 安全な歩行や自転車利用時の正しい交通ルールを浸透させるため、小学校、幼稚園・保育園で開催する交通安全教室への交通安全教育講師の派遣や、啓発ビデオ・DVD等の交通安全教育教材を活用した交通安全教育の推進
- 子どもに係る特異重大事故発生情報の発信
- 学校、教育委員会、警察、道路管理者、地域等と連携した通学路の合同点検や、生活道路・園児の移動経路の安全性を高めるための道路環境整備の実施
- 交通規制について関係機関へ要望するため、交通規制設置等要望調査の実施
- 啓発活動等を通じた横断歩道におけるルールの遵守とマナーアップ行動の実践

¹ 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した者のうち、過失が最も重い者、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいいます。

3 自転車の安全利用の促進

自転車利用者の交通安全意識を高め、自転車安全利用五則を含めた交通ルール遵守や自転車用ヘルメットの着用等自転車の安全利用を促進するため、次の事項を推進する。

- 子どもから高齢者まで幅広い世代に応じた交通安全教育の場の提供
- 市内中学校（2校）でスケアード・ストレート技法を用いた自転車交通安全教室の開催を通じ、自転車の違反行為に伴う罰則や危険走行による交通事故のリスク等、自転車利用者が負うべき社会的責任の周知徹底
- 自転車加害事故等による賠償責任に対応するための賠償責任保険への加入促進
- 自転車利用時におけるヘルメット着用など被害軽減効果を理解するための広報啓発
- 自転車販売店と連携した点検整備を促進する広報啓発の実施
- 自転車通行空間の整備
- 自転車及び自動車ドライバー双方が互いを思いやり、道路を共有する意識を高める啓発活動の推進
- 自転車等整理区域における放置自転車の整理、移動及び啓発活動、鉄道駅周辺等自転車駐車場の長期放置車両の削減等による自転車の適正利用の推進

4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトの着用率は年々向上してきたが、依然として低い後部座席の着用率の向上等、全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底するため、次の事項を推進する。

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシート着用の重要性・効果の周知徹底、街頭指導活動、広報啓発活動の推進
- シートベルトの着用・チャイルドシートの正しい使用と被害軽減効果についての交通安全教育の実施
- 定期的な着用率調査の実施と結果公表
- チャイルドシートの正しい使用のための保護者意識の醸成

5 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

昨年市内では、夕暮れ時から夜間にかけての死者数が約4割を占めるなど交通事故の危険性が高まる時間帯であることから、次の事項を推進する。

- 夕暮れ時のライトの早めの点灯と夜間の減速運転及びハイビームの適切な活用の励行の周知
- 夜間の交通事故実態及び危険性を周知するための交通安全教育、広報啓発活動の実施
- 歩行者・自転車利用者に対する夜光反射材・自発光材着用効果の普及と着用促進

6 飲酒運転等の根絶

飲酒運転・妨害運転は、死亡事故やひき逃げ等の重大事故に直結することから、これら悪質・危険な運転行為による交通事故を根絶するため、広報啓発を通じて次の事項を推進する。

- 飲酒運転・妨害運転は、危険性の高い悪質な犯罪であるという意識の徹底
- 家庭・地域・職場等における飲酒運転等を許さない環境づくりの促進
- 飲酒運転の機会における公共交通機関・自動車運転代行等の利用の促進
- 車両等運転者への酒類の提供禁止、飲酒運転車両への同乗の禁止の周知徹底

- 関係機関や団体等と連携した飲酒運転防止パトロールの実施

第4 季別の運動及び啓発日

1 全国及び県下一斉の交通安全運動

名 称	期 間
春の全国交通安全運動 (全国)	4月6日(火)～4月15日(木)(10日間)
夏の交通安全やまびこ運動 (県)	7月22日(木)～7月31日(土)(10日間)
秋の全国交通安全運動 (全国)	9月21日(火)～9月30日(木)(10日間)
年末の交通安全運動 (県)	12月15日(水)～12月31日(金)(17日間)

2 上記以外の啓発日

交通安全マナーアップ	毎月第一水曜日
------------	---------

第5 交通事故死亡発生時の緊急対策等

1 交通死亡事故現地診断及び再発防止検討会議

「長野市交通安全に関する条例」に基づき、交通死亡事故が発生した場合又は特定の地域において交通事故が多発した場合は必要に応じ、地域住民、関係機関・団体等とともに、死亡事故現地診断及び再発防止検討会を行い、再発防止の徹底を図る。

2 交通死亡事故多発非常事態宣言

市民の日常生活に大きな危険と脅威を与える事態に至った場合等「長野市交通死亡事故多発非常事態宣言」発令基準に至った場合、長野中央警察署長、長野南警察署長と協議の上、非常事態宣言を発令し、交通死亡事故の抑止を図る。

3 広報媒体を用いた周知

県による交通死亡事故多発非常事態宣言・死亡事故多発警報の発令や、本市による長野市交通死亡事故多発非常事態宣言を発令した場合は、各種広報媒体を活用して市民への周知を図る。

第6 交通安全事業の推進

1 季別の交通安全運動での街頭指導所の開設

年4回の季節別交通安全運動期間中に県、警察、交通安全協会、自動車販売店協会、安全運転管理者協会、各地区住民自治協議会、老人クラブ等と連携し、街頭指導所を開設し、街頭啓発活動による運動の周知と交通安全意識の向上を推進する。

2 交通安全教育講師による交通安全教室の開催

長野市長、長野中央警察署長及び長野南警察署長により委嘱を受けた交通安全教育講師を市内各地で開催される集会等へ派遣し、腹話術や寸劇による交通安全教室を随時開催する。

3 スケアード・ストレート技法を用いた自転車交通安全教室の開催

スタントマンが実際の自転車事故を再現するスケアード・ストレート技法を用いた自転車交通安全教室を開催し、自転車の危険走行による交通事故のリスク及び社会的責任を周知徹底する。

4 広報啓発活動の推進

長野市交通安全推進マスコットキャラクター「カモシレ」を用いながら、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア、ウェブサイト（ホームページ）、SNS（ツイッター等）、有線放送等、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を実施する。